

## 令和4年度第1回個人住民税検討会

日時：令和4年7月15日(金)15:00～

場所：総務省 低層棟101会議室

### 1 開会

### 2 議題

(1) 個人住民税における金融所得課税について

(2) 個人住民税における二地域居住の論点について

### 3 閉会

#### (配布資料)

資料1 令和4年度個人住民税検討会開催要綱

資料2 令和4年度個人住民税検討会委員名簿

資料3 個人住民税における金融所得課税について

資料4 個人住民税における二地域居住の論点について

## 令和 4 年度個人住民税検討会 開催要綱

## 1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。

こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

## 2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

## 3. 検 討 項 目

これまでの個人住民税の主な改正を踏まえ、今後の中長期的な課題（現年課税化等）の分析や委員等からの事例発表を交えながら議論する。

## 4. 委 員

別紙のとおり。

## 5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

## 6. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

## 7. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

## 令和4年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
いた 板	ぼし 橋	まさ 正	あき 明	座間市企画財政部市民税課長	
え 江	ぐち 口	まさ 昌	かつ 克	横浜市財政局主税部税務課長	
お 小	ばた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	東洋大学法学部教授	
し 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
なか 中	むら 村	さとし 賢		地方税共同機構審議役兼事務局長	
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授	
ひら 平	い 井	たか 貴	あき 昭	日本税理士会連合会常務理事・調査研究部長	
やま 山	うち 内	きよ 清	ゆき 行	日本商工会議所産業政策第一部長	
よし 吉	もと 本	たか 高	ひろ 宏	石川県津幡町町民生活部税務課長	

# 個人住民税における金融所得課税について

# 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の概要

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税収	325億円(R2年度決算額)	1,522億円(R2年度決算額)	1,763億円(R2年度決算額)

- \* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。
- \* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。
- \* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

# 個人住民税における金融所得に対する課税について

【預貯金等】

【一般公社債等】

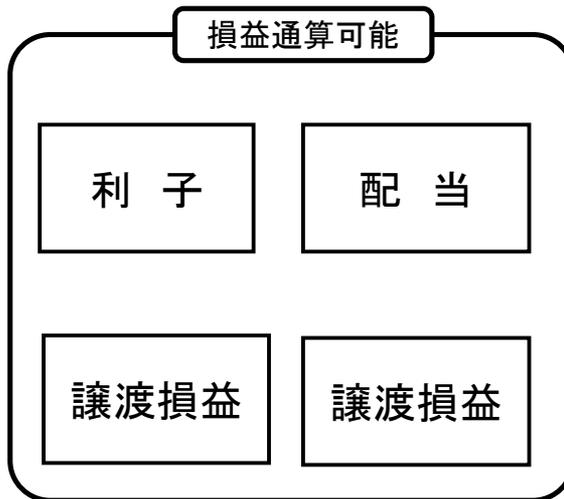
【特定公社債等】【上場株式等】

【非上場株式】

【先物取引】

利子

利子



配当

譲渡損益

譲渡損益

税率  
・  
課税  
方式

利子：5%分離※1  
譲渡益：5%分離

5%分離※2

配当：10%総合  
譲渡益：5%分離

5%分離

課税地

利子：利子支払等金融機関  
所在都道府県課税  
譲渡益：住所地課税

住所地課税  
(源泉徴収は都道府県)

住所地課税

住所地課税

源泉  
徴収  
・  
申告

利子：源泉徴収あり(利子割)  
申告不可  
譲渡益：源泉徴収なし  
申告義務あり

源泉徴収あり  
(配当：配当割  
譲渡益：株式等譲渡所得割)  
申告任意※3

源泉徴収なし  
申告義務あり

源泉徴収なし  
申告義務あり

※1 公社債等の償還差益は譲渡益とみなされる

※2 上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可

※3 上場株式等の譲渡損益に係る源泉徴収は源泉徴収選択口座内のみ。その他は申告義務あり

※4 その他の金融資産の収益・譲渡損益については、10%総合課税(源泉徴収なし・申告義務あり)

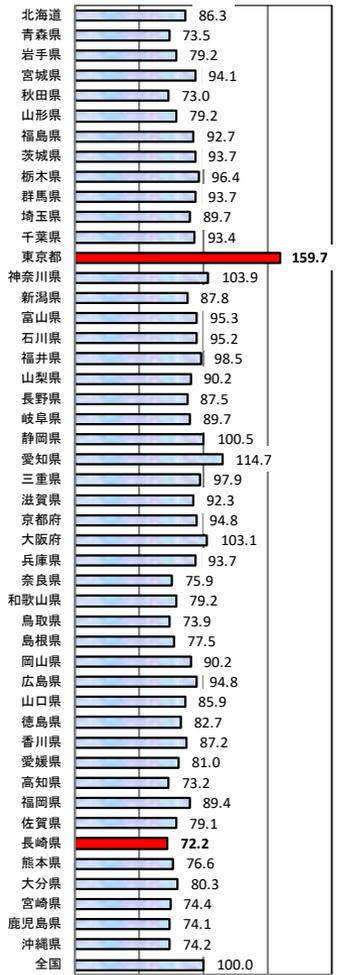
# 金融所得課税に係るこれまでの税制改正について

	S46	S63(利子割創設) H元(株式譲渡益に対する課税)	H15・H16(配当割・株譲割創設)	H21	H28	
利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合</li> <li>・源泉分離選択可 所:20%、住:非課税 (段階的に引き上げられ、S53～:35%) ※定期預金等</li> <li>・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:非課税 (S53～:20%) ※要求払預金等</li> </ul>	<p>(S63)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉分離 所:15%、住:5%</li> </ul> <p>※S63:「少額貯蓄非課税制度」を「老人等少額貯蓄非課税制度」に改組 H14:「老人等少額貯蓄非課税制度」を「障害者等少額貯蓄非課税制度」に改組</p>				※H28年より法人に係る利子割を廃止
配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合</li> <li>・源泉分離選択可 (1銘柄年50万円未満等) 所:20% ※住は総合 (段階的に引き上げられ、S53～:35%)</li> <li>・申告不要(源泉徴収のみ) (1銘柄年5万円以下等) (S49:5万円→10万円) 所:15%、住:非課税 (S53～:20%)</li> </ul>	<p>(H15・H16)</p> <p>&lt;上場(大口株主を除く)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合</li> <li>・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減</li> </ul> <p>&lt;非上場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合</li> <li>・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所:20% ※住は総合</li> </ul>	<p>(H15・H16)</p> <p>&lt;上場(大口株主を除く)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合</li> <li>・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減</li> </ul>			
株式譲渡益	<p>原則非課税</p>	<p>(H元)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離 所:20%、住:6%</li> <li>・源泉分離選択可(上場) (みなし利益方式) ※譲渡代金×5%を所得とみなし、源泉徴収 所:20%、住:非課税 (H8:5%→5.25%)</li> </ul>	<p>(H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離 所:15%、住:5% ※ 上場はH25まで所7%、住3%に軽減 ※ 非上場はH15のみ所20%、住6%</li> </ul> <p>&lt;源泉徴収選択口座&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離</li> <li>・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 ※ H15は所のみ7% 住は翌年度所得割で3%分離課税</li> </ul>	<p>上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社債等の課税方式の変更</li> <li>・特定公社債等の利子と譲渡損失の損益通算</li> </ul>		
					<p>※H26年:NISA創設 H28年:ジュニアNISA創設 H30年:積立NISA創設</p>	
<p>※ 有価証券取引税(国税) (S28～H11)</p>					3	

# 人口一人当たりの税収額の指数（令和2年度決算額）

## 地方税計

最大／最小：2.2倍



40.0兆円

## 個人住民税

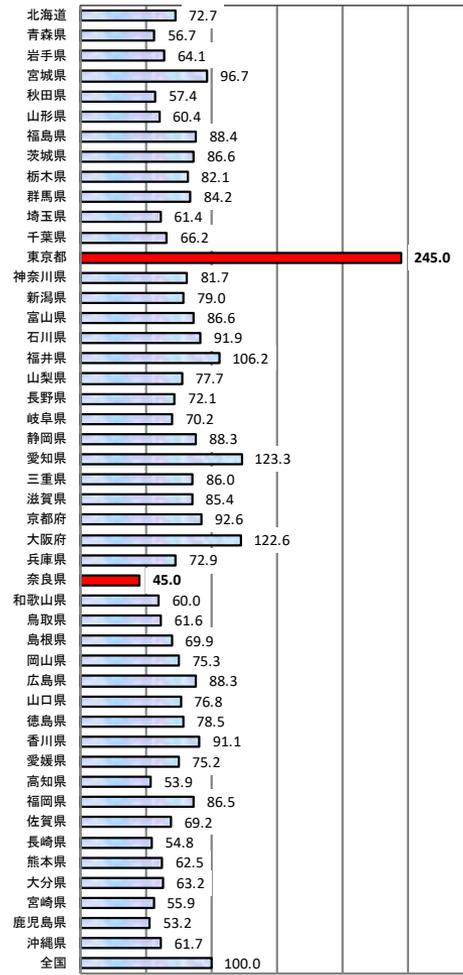
最大／最小：2.5倍



13.0兆円

## 地方法人二税

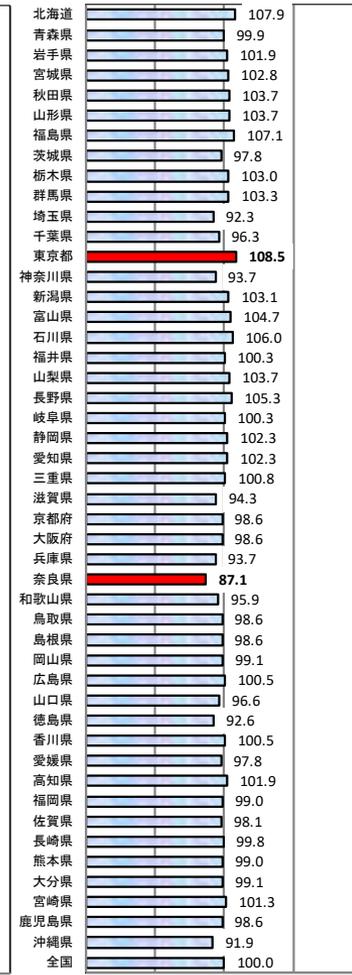
最大／最小：5.4倍



5.7兆円

## 地方消費税(清算後)

最大／最小：1.2倍



5.4兆円

## 固定資産税

最大／最小：2.3倍



9.4兆円

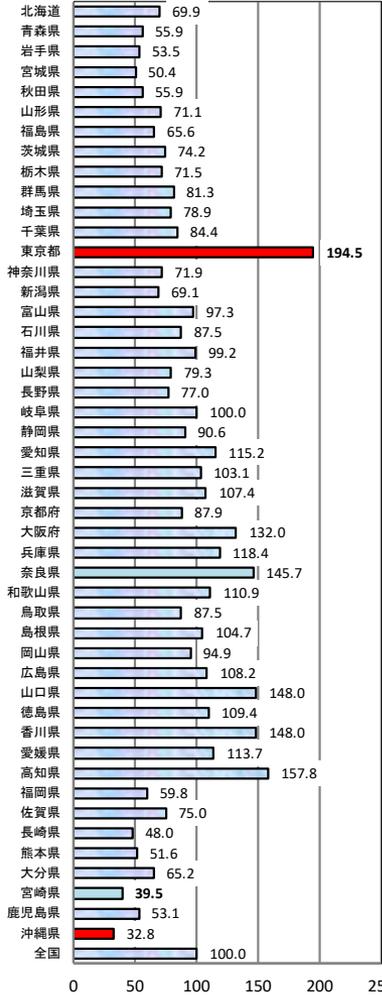
※1 上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※2 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

# 個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和2年度決算額)

## 利子割

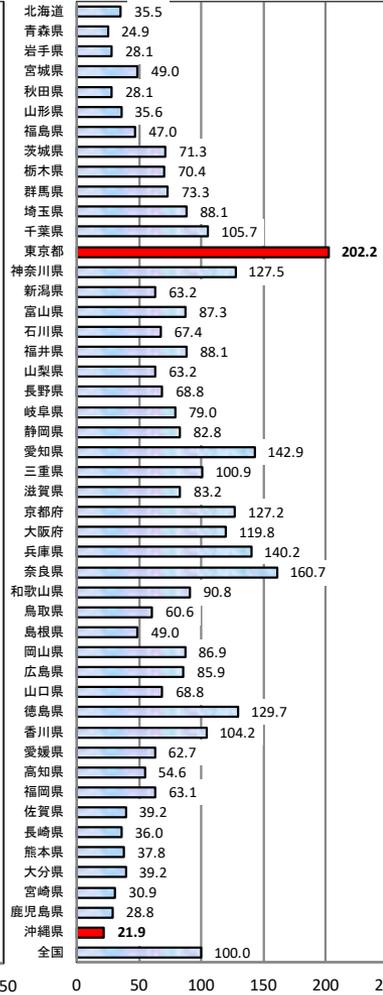
最大/最小: 5.9倍



325億円

## 配当割

最大/最小: 9.2倍



1,522億円

## 株式等譲渡所得割

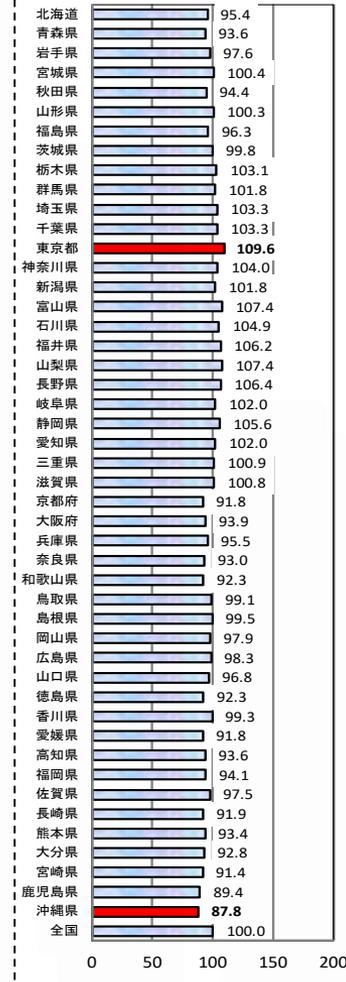
最大/最小: 8.6倍



1,763億円

## 均等割

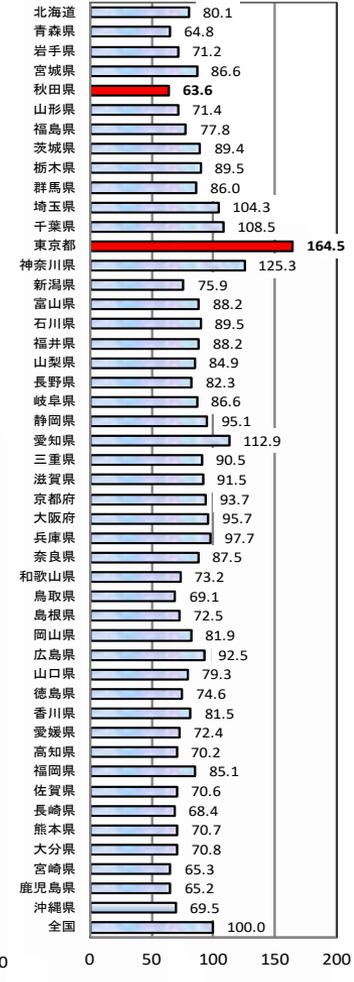
最大/最小: 1.2倍



3,228億円

## 所得割

最大/最小: 2.6倍



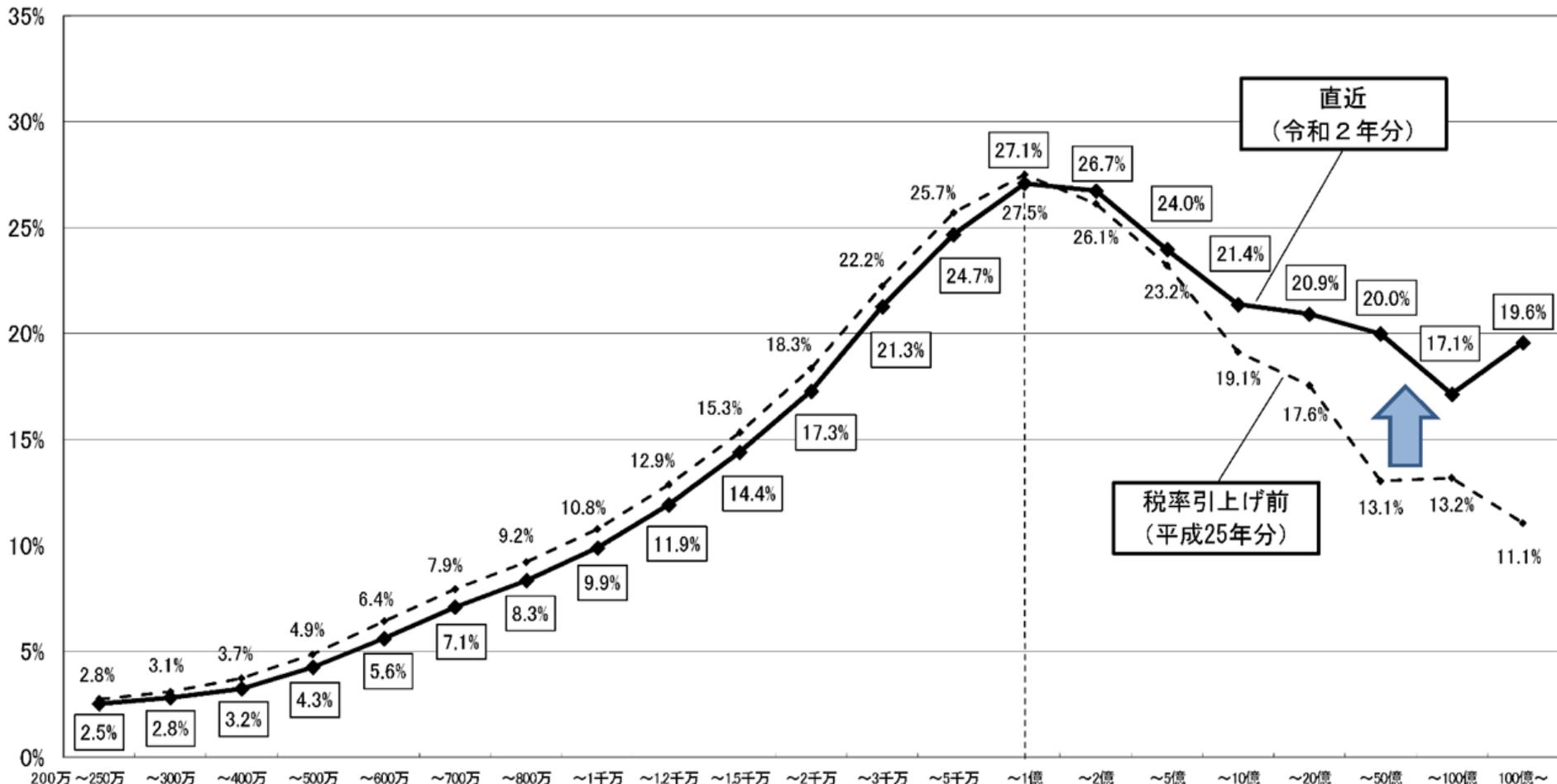
126,673億円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※ 令和2年度の決算額をもとに作成

# 申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額：円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

### 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (1) 個人所得課税のあり方

##### ② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

令和 4 年 6 月 7 日  
閣 議 決 定

## 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革

### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

※ 金融所得課税の強化についての記載は見当たらない。

# 令和4年度税制改正

## 第2 上場株式の配当所得等への課税方式の選択

### 6 まとめ

上場株式の配当所得等に対して、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することにより、結果として、個人住民税だけでなく社会保険料等にも影響を及ぼしていることについては、公平性の観点から課題があると言える。

こうした公平性の課題は税制への不信感に繋がるだけでなく、少子高齢化が進展し、社会保障関係経費が増加していくなかで、社会保障制度の持続可能性にも影響を与える恐れがある。

これまでの配当所得等に対する課税に係る改正経緯を踏まえつつ、こうした状況に対応していくためには、改めて配当所得等への課税のあり方について検討を行った上で、包括的所得概念の考え方に立って、所得税と個人住民税とで所得を一致させる観点から、将来的には、課税方式を一致させる方向で見直しを行うことも考えられる。

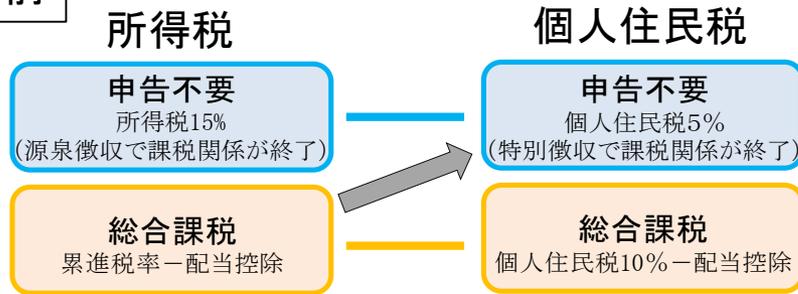
ただし、こうした見直しを進める場合には、現行制度上、課税方式を選択できることとなっている納税者の自由を制限することとなるため、そうした納税者の理解を得られるよう、慎重に検討していくことが必要である。

# 上場株式等の配当所得等に係る課税方式(令和4年度改正)

- 改正前の制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- このため、国民健康保険等の他制度における影響を考慮して、所得税で総合課税、個人住民税で申告不要を選択するケースがある。
- 金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。

※ 令和6年1月1日施行。

## 改正前



- ※ 上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。
- ※ 上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

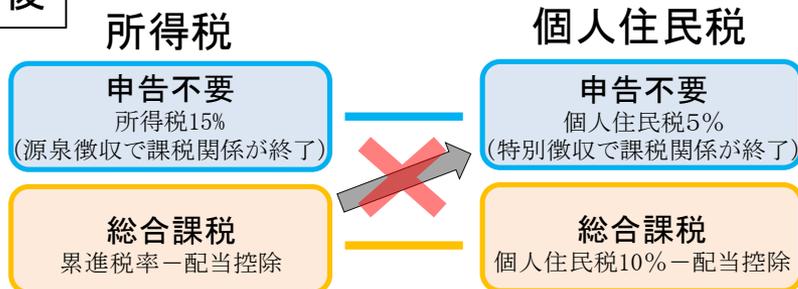
【具体例(改正前)】 10万円の配当所得がある国民健康保険加入者の事例

※課税総所得金額195万円超330万円以下の場合



- ※ 国民健康保険料等の負担額は個人住民税における総所得金額をもとに計算される。国民健康保険料率は10%と仮定。
- ※ 課税総所得金額195万円超330万円以下の場合の所得税の税率は10%(復興特別所得税は勘案していない。)
- ※ 配当控除は、所得税においては10%、個人住民税においては2.8%(課税総所得金額1,000万円以下の場合)。

## 改正後



(金融所得課税の一元化)

- ・ 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

(金融所得課税の税負担の公平性)

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税するべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。

(金融所得課税の税率)

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。

(国と地方の税収配分)

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないか。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や保有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないか。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないか。

(課税方法、納税地)

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないか。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

# 個人住民税における二地域居住の論点について

# 個人住民税の概要

- 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。
- 市町村内に家屋敷を有する個人で、当該市町村に住所を有しない者には、均等割が課税される。

**均等割** 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率（年額）
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

**所得割** 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

※指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

**利子割**

**配当割**

**株式等譲渡所得割**

個人住民税

# 地方への人の流れと地方税について(経済財政諮問会議での議論)

令和2年10月6日  
経済財政諮問会議  
柳川議員提出資料  
(柳川範之東京大学教授)

令和2年10月23日  
経済財政諮問会議  
民間議員提出資料

新しい流れをつくるための追加改革提案

柳川範之

民間議員ペーパーの議論に加えて、以下の点を提起したい。

## ・オンラインを活用した大学教育改革

オンラインであれば、定員の制約なし入試のあり方を変革可能  
地方にいても低所得でも、トップレベルの大学教育を受けるチャンスに  
社会に出て仕事をしてから、大学教育を受ける学び直しができる  
入試の結果ではなく、卒業に意味のある大学へ

## ・大企業の経営陣に「よそ者」「若者」を大幅に参加させる そのための「働き方改革」「コーポレートガバナンス改革」

多様な人材が新たな経営戦略を生む  
そのために、中途採用者・女性・外国人の割合を増やす  
その結果として地方や中小企業へ、大きな人の流れを作り出す

## ・より実態に沿った地方納税のあり方

居住実態を登録・把握することで、それに合った地方納税を可能に  
例えば週末に居住する自治体への部分的な地方税納税はできないか

「新しい人の流れ」の創出で経済に活力を

2020年10月23日

竹森 俊平  
中西 宏明  
新浪 剛史  
柳川 範之

## 2. 早急に取組むべき重点課題

(4) 地方への人の流れを拡大するための受け皿づくり等

### ① デジタル活用を通じた地方の医療・介護・教育サービスの強化

● 地方と都会のデジタル教育格差の是正が不可欠。この1年間の  
小中高校での利活用状況調査を行い、課題を検証し、教員免許の  
在り方や現行規制を見直すべき。

● 大学によるリカレント教育の活性化に向けて、オンラインを大胆に  
可能とするよう単位上限や施設等の基準を見直し、履修しやすい仕  
組みの構築等を進めるべき。

● オンライン診療の恒久化とともに、マイナンバーカードを活用して  
一人ひとりが、予防・健康づくりから診療・服薬まで検査情報を含め  
て、オンライン・デジタルで管理ができるようにして、二地域居住や  
多地域就業をより利便性が高いものにすべき。

● 二次医療圏を軸にした高度医療体制の強化、社会福祉法人の大  
規模化やIT基盤活用等を通じた介護サービスの充実、休眠預金の  
利活用を通じた共助社会の強化を推進すべき。

● 二地域居住を前提とした地方税の在り方、義務教育・高校教育  
の在り方を検討するなど、人の流れを作り出す自治体を後押しすべ  
き。

## 民間議員からの提言に関する考え方

参考資料

### 【二地域居住を前提とした地方税の在り方について】

- 個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。
- 多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。
- ※ 個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。

# 平成19年度における個人住民税を分割することに関する論点

- 平成19年度に行われていた「ふるさと納税研究会」の報告書においては、以下の4つの点（本論2の(1)～(4)）から、税を分割して納税することは困難であるとされた。

## 「ふるさと納税研究会報告書」(平成19年10月)(抜粋)

### 総括(本文・抄)

#### 2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

##### (2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題ある。

### 本論(ポイント・抄)

#### 2. 「税」を分割する方式の可能性

##### (1) 受益と負担

- ・ 住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

##### (2) 課税権

- ・ 地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

##### (3) 租税の強制性

- ・ 租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないもの。

##### (4) 住民間の公平性

- ・ 「ふるさと納税」を選択した者と住所地の地方団体に全額納税した者との間での公平性が論点となる。

# 全国二地域居住等促進協議会（令和3年3月9日設立）

## ○協議会の構成

正会員	二地域居住等の促進に意欲のある地方公共団体（都道府県・市区町村）	※参加地方団体
協会員	関係団体、民間事業者等	（令和4年6月1日現在）
顧問	二地域居住等に造詣の深い学識経験者等	42道府県、664市町村

## ○会長・副会長

会長 長野県（知事：阿部 守一）  
副会長 和歌山県田辺市（市長：真砂 充敏）  
栃木県那須町（町長：平山 幸宏）

## ○協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省

## <設立趣旨>

我が国においては、近年、都市住民の地方への関心が高まっているとともに、国民の価値観、ライフスタイルが多様化してきている。その中で、二地域居住は、地方での豊かな自然・生活環境、自己実現、地域コミュニティへの参加や社会参画・協働、ふるさと回帰等への志向に応えるとともに、地域活性化が図られるという意義を有し、いわば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方として提唱され、普及促進、実践されてきている。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症を契機として、働き方、生き方、住まい方が大きく変わろうとしている。例えば、国民の地方への関心が一層高まってきているとともに、ICT技術の進展とも相まって、テレワークの導入等の働き方改革がより進展しつつある。このため、今後のウィズ/ポストコロナ社会にあっては、テレワーク等を前提として地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展、拡大することが期待される。

このような状況のもと、二地域居住等(※)を促進することは、人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正はもちろん、地方創生、関係人口の拡大にも資する極めて重要な課題であり、この機を逃さず、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体・事業者等が連携して、国民的な運動として取り組んでいく必要がある。

そこで、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的として、この度、全国的な組織として「全国二地域居住等促進協議会」を設立することとする。

※ 二地域居住は、必ずしも定型の定義があるわけではなく、最近では、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張先といった一時的ではなく、年間通算して概ね1カ月以上の期間を過ごすことをいうとするものや定性的に一定期間以上とするものがみられる。これまでは、どちらかといえば都市での生活を主とするものと観念されてきたが、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも一定程度あるという形態であることから、そうした形態にも着目し対応するべく、ここでは二地域居住等という用語を用いることとする。なお、これにより、三地域以上の居住形態も含まれる。

地域  
居住

## STEP 1

### なぜいま「二地域居住」が注目されているの？

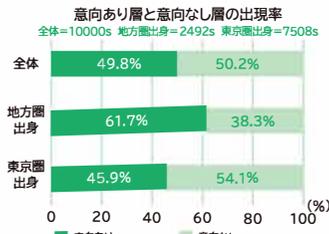
「二地域居住」に興味を持つ、取り組む人が確実に増えているようです。

メディアなどでも目や耳にすることも増えたのではないのでしょうか？

ここでは二地域居住が注目される理由について、データを交えてご紹介します。

#### 「地方暮らし」への関心の高まり

東京圏に暮らす方々に聞いた「地方暮らしへの関心度」の調査では、東京圏在住者(20～59歳)の49.8%が「地方暮らし」に関心を持っていること、地方圏出身の方が東京圏出身者よりも関心が高いこと、全体的に若者の方が関心を持っていることなどが伺えます。

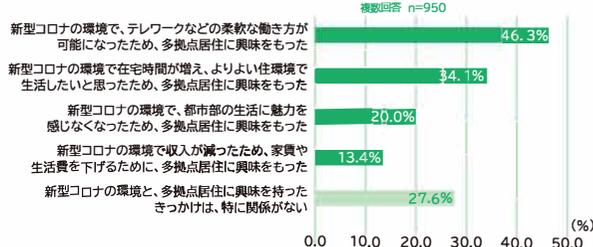


出典/内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局「東京圏以外の地域(地方圏)での暮らし」の意識・行動を把握するためのWEBアンケート調査(令和2年1月)

#### コロナ禍以降の二地域居住への関心の高まり

二地域居住を考えたきっかけと新型コロナウイルス感染拡大の関係については、テレワークや在宅時間が増加したことで興味を持ったという回答が多くなっています。

##### 多拠点居住を考えたきっかけと新型コロナウイルス感染拡大の関係



出典/リクルート地方移住および多拠点居住の考え方についてのアンケート調査(調査期間:2021年8月10日～18日)

地域  
居住

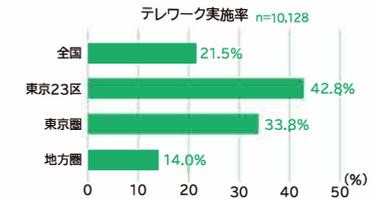
## STEP 1

### なぜいま「二地域居住」が注目されているの？

#### テレワーク実施率の上昇

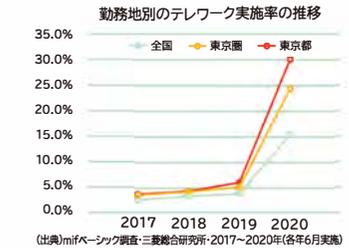
コロナ禍以降、全国では21.5%、東京都23区では4割以上の方々がテレワークを経験しています。

(出典)内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2020年12月11日～12月17日にインターネット調査を実施)



テレワーク実施率を時系列に見ると、全国的に2019年から2020年で伸びており、東京圏、中でも特に東京都の伸び率が高くなっています。

テレワークに関する企業の取組が進み、国民の意識・行動も変化している中で、「場所を問わない暮らし」が現実的になったことから、地方に目が向く機会が増えたといえます。



#### 二地域居住を助けるサービスがより身近なものに

近年、定額制居住サービスをはじめとして、生活の拠点を設けるための費用を軽減できるサービス、自由に住み替えることを可能にするサービスが増えています。そのようなサービスが浸透しつつあり、二地域居住を気軽に始められる土壌が整ってきています。



令和4年6月7日  
閣議決定

## 第2章 新しい資本主義に向けた改革

### 2. 社会課題の解決に向けた取組

#### (3) 多極化・地域活性化の推進

(関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)

関係人口の創出・拡大や二地域・多地域居住、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し、地方企業や地域人材との交流・連携の促進、全国版空き家・空き地バンクの活用、空き家や企業版ふるさと納税の活用等によるサテライトオフィスの整備等を進める。地域への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実やまちづくりの中核となる経営人材の国内100地域への展開に取り組むとともに、「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学金官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。

# デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進。

- デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとポトムアップの成長を推進する。
- 国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援。特に、データ連携基盤の構築など国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む。地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進。

## 【取組方針】

### ☆解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化  
※出生率 1.45 (2015年)→1.33 (2020年)  
※生産年齢人口 7,667万人 (2016年)  
→7,450万人 (2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中  
※東京圏転入超過数 80,441人 (2021年)
- ・地域産業の空洞化  
※都道府県別労働生産性格差  
最大1.5倍 (2018年)

等

デジタル実装を通じて、地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進

### ➢ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

(2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる  
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる  
「転職なき移住」の推進（2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置）、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる  
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる  
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援  
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開）等

### ➢ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③データ連携基盤の構築
- ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

### ➢ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、2026年度末までに230万人育成。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。

「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への還流促進

### ➢ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

（構想の実現に向けた地域ビジョンの提示） 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



未来都市



脱炭素先行地域



MaaS実装地域

## 【今後の進め方】

### ○デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定（まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂）

国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定。地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

# 2-1. 構想実現に向けた取組方針（デジタルの力を活用した地方の社会課題解決）

## ◎重要業績評価指標（KPI）

- ・ 地方公共団体1000団体が2024年度末までにデジタル実装に取り組む
- ・ 2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置
- ・ 地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開

## ①地方に仕事をつくる

- **地方が経済的に自立**するため、地域を支える産業の振興や起業を促し、活発な経済活動を確立することが不可欠。
- デジタル技術の活用を図りつつ、地方のイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を促し、**自らの力で稼ぐ地域を作り出す**ことが重要。

（主な施策）

【スタートアップエコシステムの確立】

ベンチャー投資や社会的投資の拡充・強化、大学・高専等との連携 等

【観光DX】

観光アプリの活用、決済データを活用したマーケティングへの支援 等

【中小・中堅企業DX】

中小企業等のDXの伴走型支援、キャッシュレス決済・シェアリングエコノミーの推進 等

【地方大学を核としたイノベーション創出】

地方大学を核とした産学官連携、オープンイノベーションの促進 等

【スマート農林水産業・食品産業】

農機等の遠隔操作、農作業の軽労化、食品産業との連携強化 等

【地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化】

中小企業等の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築 等

## ②人の流れをつくる

- 地方活性化を目指すために一定程度以上の人口を地方で維持することが重要。
- **都会から地方への人の流れを生み出し**、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保を図ることが不可欠。

（主な施策）

【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）の推進、企業版ふるさと納税等を活用したサテライトオフィス整備 等

【地方大学・高校の魅力向上】

地方大学の振興、地方へのサテライトキャンパスの設置推進、産学官の連携による地域産業振興・雇用創出、高校の機能強化 等

【関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進】

オンライン関係人口の創出・拡大、地方への移住・就業に対する支援、二地域居住の推進 等

【女性に選ばれる地域づくり】

女性活躍に向けた意識改革や働きかけ、女性の起業支援などの取組の横展開 等

# 個人住民税の非住所地に係る均等割課税(いわゆる「家屋敷課税」)について

## 現行制度

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

### (1) 納税義務者

- ① 道府県民税: 都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- ② 市町村民税: 市町村内に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者

### (2) 税率

- ① 道府県民税: 年額1,500円
- ② 市町村民税: 年額3,500円

※ 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

### (3) 非住所地に係る均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)の対象

#### ① 事務所、事業所

事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所  
(自己の所有に属するものであるか否かを問わない。)

#### ② 家屋敷

自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅

※ 例: 単身赴任中に家族が住む住宅等



A市  
家屋敷等所在地



B市  
住所地

均等割の額	=	A市分(家屋敷課税)	+	B市分
	=	5,000円	+	5,000円
	=	10,000円		

## 家屋敷課税の課税状況(令和3年度当初課税)

- (1) 納税義務者数: 218,844人
- (2) 税収額(推計): 約11.9億円

※ 令和3年度課税状況調の市町村民税の金額(7.7億円)を元に推計。

(二地域居住における納税)

- ・ 二地域居住について、ふるさと納税で対応しているとのことだが、今後、単身赴任者の居住地など複数の場所に住むことを考える余地は増加すると思う。
- ・ 住所地以外への納税については、個人住民税の公共サービスの対価や地域の会費という性格上、今後も考えていく必要があるのではないか。
- ・ 二地域居住における課税は、将来的な検討課題であると考え。今後は競争の時代であり、自治体同士でも税の取り合いをすることがあるという割り切り方もあるかもしれないが、合理的な考え方は必要ではないか。
- ・ 現行法では、住所を有する所で課税されるため住民票がある自治体となるが、所得税においては生活の拠点によって住所を判断するため、争いになり得る。そのため、2つの自治体が課税することも理論的にはあり得るのではないか。そのような場合に、地方税法においてどのような対応を取るのか考えておくことが必要。
- ・ 1年間のうち2か所に数か月ずつ住んでいるのであれば、2か所に納税することが理想だと考える。
- ・ 応益性の観点から、課税は検討できるが、簡素の観点から納税先を複数に分散させる方法は望ましくないのではないか。

(課税事務の課題)

- ・ 居住地について、生活の本拠地に正しく住民票を置いてもらえれば、課税事務もスムーズになり、現年課税もうまくいくのではないか。別荘を持っている納税者や、単身赴任をしている納税者については、課税事務が難しくなっている。

(ふるさと納税の意義)

- ・ 今後更に増加していく中で、自治体間の税収の取り合いだけでなく、国と地方との関係についても考えておくべき論点があるのではないか。一方で、ふるさと納税は、コロナ禍や自然災害によって困っている方を助けるための寄附を行うという、これまで日本になかった文化を後押ししている良い面もある。
- ・ 熱海の土砂災害において義援金として活用されるなど、納税者にも新しい感覚が生まれたことは良いことであると思うが、ふるさと納税の用途については、再度考えることが必要ではないか。
- ・ 税額控除ではなく所得控除にするべきではないか。災害時の寄附は良いことだとは思いますが、義援金としてふるさと納税を行うことによって元々納めるべき税金から控除することには違和感を覚える。

(返礼品の課題)

- ・ 地場産品などが少ない地域や関東圏の市町村において、収入が見込みにくいことがあり、自治体によって不公平感があるように見えるため、今後のあり方を気にしている。
- ・ 返礼品目当てのふるさと納税の課題は引き続きあるが、指定制度になったことで一定程度改善されていると思う。
- ・ 返礼品の調達費用部分は収入にはならず、納税者に流れてしまうところはデメリットだと思うが、返礼割合を制限し、法律に明記したことは評価できる点である。

# 参考資料

総括

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題がある。一方、寄附金税制を応用し、進化させれば、これらの問題をクリアできるだけでなく、納税者が「ふるさと」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨を円滑に実現することができる。なお、制度の具体的な検討に当たっては、納税者の負担が極力増加しないよう配慮することとする。

本論

Ⅱ 制度設計の前提となる論点

2. 「税」を分割する方式の可能性

次に、「ふるさと納税」制度について、住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式、言い換えれば、「税」を分割する方式をとることが可能かどうか、以下の論点について検討する。なお、「税」の分割の対象としては、国税の所得税も考えられるが、ここでは個人住民税を念頭に置いて検討することとする。

(1) 受益と負担

個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。地方団体の行政サービスのうち、教育や福祉などの対人サービスの多くは、基本的に住民に対して提供されることから、個人住民税は、地方団体がその住民(当該団体の区域内に「住所」を有する者)に対して課税することとなっている。

「住所」を有する者の要件は、様々な定め方があり得るが、個人住民税における住所は、地方団体の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有することから、課税の重複を避けるため、1箇所とされている。具体的には、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の個々の納税義務者の住所地の地方団体が、当該年度分の個人住民税の課税団体とされている。

この点に関し、課税する側の論理だけでなく納税者の意思を尊重する必要があるのではないか、あるいは住所地主義と結びついた受益者負担の原則は、人の移動が少なかった時代の税制であり見直す必要があるのではないか、といった意見もある。これらの意見が提起する問題意識はそれ自体大きな意味があるが、他方、住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

また、子どもや高齢者の世代が地方の豊かな環境の中で多くの行政サービスを受けて生活している一方で、税は、働き盛りの世代が数多く移り住んだ大都市圏に支払われるというギャップが生まれているとの現状認識に基づき、生涯を通じた行政サービスと税負担をバランスさせる考え方とすべきとの意見も提起された。その背景には、地方圏で生まれ教育を受けた人材が、進学・就職を契機に大都市圏に移り住み、活躍し、定年後にふるさとなどに戻り生活するという循環が我が国の活力を支えており、このシステムを維持しなければ、地方が疲弊するばかりか、都市も含めた我が国社会の発展そのものが大きく阻害される恐れがあるという問題意識がある。

しかし、受益と負担の対応関係については、基本的に両者が時間的に近接していることが求められ、地方団体の行政サービスを賄うために必要な財源は、基本的にその時点において当該地方団体から受益している者により負担されるべきものである。その意味では、例えば、納税者が過去に地方団体から受けた教育サービスなどの受益に対する負担は、既に親の世代の納税などにより果たされているものと考えられる。

以上より、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるという考え方は、住所地以外の地方団体が課税する直接の法的根拠とすることは困難であるが、人の移動が頻繁になり、生涯を通じた長い時間軸における受益と負担の関係を踏まえた税制のあり方を検討する必要性が高まっていることに鑑みれば、「ふるさと納税」制度の創設の必要性を裏付ける有力な論拠になり得るものと考えられる。

## (2) 課税権

(1)で述べたとおり、個人住民税は、地方団体がその区域内に住所を有する者に対して行政サービスを提供していることに着目し、受益と負担の関係に基づいて地方団体が課税しているものである。このため、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。また、過去の居住の事実に基づいて、過去の居住地の地方団体に課税権を認めることも困難である。

ここでいう管轄とは、場所的な概念にとどまるものではなく、地方団体の事務・利益に関わるものという意味であるが、いずれにせよ、地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

## (3) 租税の強制性

租税は、国や地方団体が、私的部門で生産された国民・住民の富の一部を公共サービスの資金の調達のために、強制的に国家・地方団体の手に移す手段である。その裏付けとなる租税法は、多数の納税義務者の財産権に関わり、納税者相互間の公平の維持が必要なことから、個々人の意思に関わらず画一的に取り扱わなければならない強行法の性質を持っている。

このような租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないものである。主要先進諸国においても、このような税制を有する国は見当たらない。

(4)住民間の公平性

個人住民税の一部を分割して他の地方団体に対し納税することとした場合、「ふるさと納税」を選択した者と住所地の地方団体に全額納税した者との間での公平性が論点となる。同額の所得を有する者が、同一の地方団体の区域内に居住し、その行政サービスを受けているにも関わらず、住所地の地方団体に納付する個人住民税の金額が異なることとなることは許容されるのかという議論である。

この論点は、税制上、何らかの特別の措置を創設する場合には常に問題となり得るものであるが、その特別の措置を通じて実現しようとする政策の合理性と当該措置自体の有効性を勘案し、公平性の侵害の程度が一定の範囲内にとどまる限りにおいては、許容され得るものと考えられている。具体的に「ふるさと納税」を検討するに当たっては、住所地の地方団体に納税されるべき税額がどの程度の割合まで減少することを許容するかという形で問題となる。したがって、この論点は、「税」を分割する方式自体を否定するものではなく、「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する方式をとる場合(後出)においても考慮しなければならない問題である。

以上の検討から、「ふるさと納税」について、「税」を分割する方式は、とり得ないと考えられる。

(5)「寄附金」税制を応用する可能性

前述のように、「ふるさと納税」について、「税」を分割する方式はとり得ないが、「ふるさと」の地方団体に対し寄附を行った場合に税負担を軽減する措置を講ずるという「寄附金」税制を応用する方式をとることとすれば、以下のとおり、「税」を分割する方式における問題点はクリアされると考えられる。

(1)の受益と負担の関係については、寄附は個人の自由意思に基づくものであり、受益に対する負担という性格を有するものでないことから、寄附者が地方団体に寄附を行う時点で当該地方団体からの受益があるかどうかは問題とはならないこと

(2)の課税権との関係については、寄附は、課税権に基づく課税に応じた納税とは異なることから、寄附先となる地方団体に寄附者に対する課税権が認められるかどうかはそもそも問題とはならないこと

(3)の租税の強制性との関係については、寄附は任意性を本質とするものであり、そもそも問題とはならないこと

なお、(4)の住民間の公平性については、「寄附金」税制方式による場合であっても、税負担の軽減による住民間の公平性の侵害の程度が許容される範囲内に収まるよう、税負担の軽減の程度を設定することが求められる。

## (令和4年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和4年7月15日(金)15時00分～17時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館 低層棟101会議室
- 3 出席者 林座長、石田委員、板橋委員、齊藤委員、坂巻委員、中村委員、平井委員、山内委員、吉本委員、江口委員(代理出席)、小畑委員(代理出席)

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税における金融所得課税について
- (3) 個人住民税における二地域居住の論点について
- (4) 閉会

### 5 議事の経過

- 議題「個人住民税における金融所得課税について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。
- 議題「個人住民税における二地域居住の論点について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「個人住民税における金融所得課税について」に関する主な意見等)

- 課税方式について
  - ・ 個人所得課税における金融所得の取扱いについては、所得税において分離課税を採用しているために、現在の仕組みになっているものとする。将来的には、所得税・個人住民税ともに、全て総合課税とするのがよいのではないかと。
  - ・ 以前から「貯蓄から投資へ」といわれており、外国の企業を呼び込みやすいようにするためにも、分離課税は基本的に維持すべき。ただし、「1億円の壁」の問題もあることから、配当所得については、現行のとおり低率の分離課税とし、譲渡所得のうち特に大口株主が保有している株式や多額の譲渡益については、総合課税とすることも考えられるか。
  - ・ 令和4年度税制改正において、所得税と個人住民税の上場株式等の配当等に係る課税方式が一致されるよう改正されたことについては、公平性の観点から歓迎している。

## ○ 課税地について

- ・ 銀行口座については、住所地で作る者は一定数存在するものの、勤務地で作る者も多く、後者の場合は金融機関所在地と住所地とは合致していないのではないか。
- ・ 個人所得課税は居住地課税と源泉地課税とに整理される。源泉地課税は源泉地の判定が困難な面がある一方、住所地課税はシンプルで執行コストを抑えることができるという面がある。
- ・ 利子割について、金融機関所在地が課税することとされているが、個人住民税は、応益負担の観点から住所地課税に統一すべきではないか。課税実務上の観点から金融機関所在地課税としているに過ぎないので、よりよいやり方があれば、いつでも変更可能ではないか。

## ○ 税率について

- ・ 高所得者ほど所得に占める株式譲渡益の割合が大きく、そのために負担率が低くなっているというのはそのとおりでと思う。こういったことを是正していくことが与党税制大綱にも記載されているが、累進税率を採用していない地方税において、所得に応じた負担率のグラフを作るとどうなるのか。
  - 所得割の税率が10%、金融所得にかかる分離課税分の税率が5%であるため、給与所得を固定した場合、10%から金融所得が大きくなるにつれて5%に漸近する形になると考えられる。
- ・ 金融所得課税については、低税率の分離課税が導入されているが、「貯蓄から投資へ」という動きや国際的な流れもある。税率を上げると、所得税の総合課税との差が小さくなってしまう。また、税率引上げにより投資が滞るのは非常に困るという声も多くあるので、市場への影響を小さくするような配慮が必要ではないか。
- ・ 高額所得者ほど税負担が小さくなるという課題はあるが、日本では海外に比べると富裕層は多くはない。富裕層の税率を引き上げることによって、かえって税収を増やす効果がなかったり、外資の投資も難しくなってくるのではないか。金融所得課税については、分かりやすく、シンプルで簡素なカタチが望ましい。

## ○ 偏在について

- ・ 金融所得課税は、東京が突出して多い印象はある。利子所得については、個人住民税とはいいつつも、担税者である預金者の住所地毎に納入することが困難なのは、金融機関側の負担を踏まえれば理解できる。
- ・ 偏在を是正することについては、全国規模で見ると大事なことだが、一部の

地方からはやめてほしいという意見が出るなど意見が割れてしまい悩ましい問題。ある程度の偏在性についてはやむを得ないのではないか。

- ・ 金融所得課税については、偏在の問題もあることから、いっそのこと、所得税においてまとめて課税した上で、現在の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の収入分については、譲与税の形で配分することも考えられるのではないか。また、配分する基準としては人口に応じて配分することが住民税の趣旨に沿うこととなるのではないか。
- ・ 昨年度の個人住民税検討会において、金融所得課税の偏在是正の方法として譲与税という方法に対しては葛藤があるような意見もあったが、調整をすることができるものとしては譲与税方式が一つあるのではないか。

#### ○ その他

- ・ 金融所得に対する課税が地方税としてどういったものと捉えられているのかというところも検討対象としてはどうか。
- ・ 金融所得について、外国の地方政府においてはどのような制度になっているのかという点も合わせて検討すべきではないか。

(「個人住民税における二地域居住の論点について」に関する主な意見等)

#### ○ 二地域居住と税制

- ・ 二地域居住において税負担を求めるということはあり得ると思うが、選挙権のことなども含めて全体的に考えていくことも必要ではないか。
- ・ 単身赴任をしている場合、行政サービスを多く受けることとなるのは、子供が居る側となる。行政サービスについては個人ではなく世帯で受けているという感覚があり、受益と負担の関係からすると世帯課税の方が違和感がないのではないか。
- ・ 二地域居住について、世帯や夫婦で別に二つの地域で住んでいるとか、1人で半年ずつ二つの地域で住んでいるような場合であれば、税を半分ずつ支払うということですっきりするのではないか。
- ・ 資料で紹介されている「二地域居住を推進する会」については、住んでもらうことで、消費が発生し、過疎化が防止できるなど地域の活性化という目的はあると思うが、個人住民税の課税関係についてはどこまで論点となっているのか。何が目的なのかということをもう少し理解する必要があるのではないか。
- ・ 現在、個人住民税の計算方式が複雑になっている。今後の検討にあっては、この様な状況を簡素化していくという視点が求められるのではないか。

#### ○ 居住実態の把握について

- 二つの地域が課税するという事は実際問題として難しいと思われる。今も、住民票がない場合でも課税することができている。居住ということはどう考えるのかということについて検討が必要ではないか。
- 二地域居住の実態について、出国のタイミングに1月1日を挟まないようにするという事と似ている話なのではないか。生活実態については、非常に複雑であり、その辺を踏まえながらということになるのではないか。
- 実態把握に係る地方団体の事務量増加に加え、特別徴収義務者の事務量増加も懸念されるのではないか。
- インフラについては、人口に依存するようなものであり、人が増えればそれに合わせて施設を作る必要がある。そのため、居住実態をどのようにつかんでいくのかということを考える必要があるが、居住実態の把握について、例えば、スマートフォンを利用して、基地局をもとにある程度の居住実態の把握ができるのではないか。

#### ○ 地方団体の事務負担について

- 二地域居住の動きは今後進むと考えている。現在、デジタル化も進んでいるなかで、東京で人手不足が生じているため、東京に住みながら、地方の仕事をしてもらうという動きもみられる。マイナンバー、マイナポータルの普及も進んでいるが、地方団体の過度な負担になることは避けるべきではないか。
- 国が制度を作り、実施していただければ対応するが、地方団体に運用を任せられた場合には、温度差がでるのではないか。どのような場合に負担をもとめるのかなど整備しなければならないものが多い。

#### ○ ふるさと納税の活用

- 二地域居住における個人住民税については、ふるさと納税で対応するというのが現実的なのではないか。
- ふるさと納税については、制度上はよろしくないかもしれないが、強制性を強めるようなことが可能かということも含めて考えていけたらよいのではないか。

#### ○ 現行の家屋敷課税について

- 家屋敷課税については、対象者の捕捉方法に限られる中で、対象となる全ての者に対し課税しきれているかはやや疑問があるところ。現場感触としては、本制度に対する国民の制度理解も十分でない感触はある。

#### ○ 課税地について

- 個人事業税の課税地について、住所地ではなく、事業所のあるところで徴収すべきなのではないか。
- 二地域居住における個人住民税について、源泉地課税を認めるという方法があるのではないか。住所地で課税をする際に、税額控除によって二重課税を調整するという方法は個人住民税で取り得るのではないか。
- 現在、個人住民税は1月1日の住所地で課税することとされているが、住所地が変わることを認めると、必要経費や所得控除の分割などかなり複雑な仕組みになるのではないか。
- 個人住民税を住所地課税だけとし、その上で、ふるさと納税によって税額控除をする形としている今の仕組みは良いのではないか。

(以 上)